)福岡県の職員の初任給、

昇格、

昇給等の基準に関する規則の一部を

人事委員会

改正する規則

平成 第三千七百七十 号

増 刊 (1)

### 目 次

則 (第九号-第十一号

規

○福岡県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

○福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則 の一部を改

青

少

年

課

健康增進課

部を改正する規則 (保健衛生課)

○福岡県食品取扱条例施行規則の

正する規則

人事委員会事務局給与公平課

### 規 則

福岡県青少年健全育成条例施行規則 **の** 部を改正する規則を制定し、 ここに公布する

平成二十八年二月二十六日

福岡県知事 小 Ш

福岡県規則第九号

福岡県青少年健全育成条例施行規則の一 部を改正する規則

福岡県青少年健全育成条例施行規則 (平成八年福岡県規則第十四 号 0 部を次のよ

うに改正する

第 一条第一 項第 号中 第 一条第一 項第八号」 「第 一条第 項第五号」 に改める。

ができます」

の次に「

(その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を

Š

この処分の取消しの訴えを提起する

(1

とができ

なくなりま

4

を加える

### 附 則

この規則は、 平成 一十八年六月一 一十三日から施行する

1

一十八年二 月 一十六日 福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細 ここに公布する

平成二十八年二月二十六日

## 福岡県規則第十号

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の 部を改正する

福岡県知事

小

Ш

洋

則

0

部を改正する規則を制定

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則 (平成) 一十六年福岡県規則第

五十七号) の 一 部を次のように改正する

を 様式第三号の 「60日」 を 「3か月」 に、 「異議申立て」 を 「審査請求」

「決定

「舞浴」に改める。

\_

附 則

この規則は、

平成一

一十八年四月

一日

から施行する

福岡県食品取扱条例施行規則の 部を改正する規則を制 定し、 ここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

岡県知事 小 Ш

洋

# 福岡県規則第十一号

福岡県食品取扱条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県食品取扱条例施行規則 (昭和) 三十三年福岡県規則第二十号) 0) 部を次のよう

に改正する。

洋

消 をすることができなくなります でままり とができます」 様式第一号の しの訴えを提起することができなくなります。)」や、 の次い「(この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取 の次に (裏面) の注意中 (この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求 °) \_ 「60∃」 を、 「この処分の取消しの訴えを提起するこ を「3か用」に改め、 「6か月以内に提起する 「審査請求をす  $\sim$ 6

定期発行日 毎週火金曜日 に改める。

別表第三十三中

### 附 則

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

# 人事委員会

定し、ここに公布する。 福岡県の職員の初任給、 昇格、 昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制

に

平成二十八年二月二十六日

福岡県人事委員会委員長

簑

田

孝

行

を

岡県人事委員会規則第五号
7

福

る規則 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正す

委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

福岡県の職員の初任給、

昇格、

昇給等の基準に関する規則

(昭和三十二年福岡県人事

に改める。

附

則

62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
64
64
64

63	
63	
63	
63	
63	
63	
63	
に改める。	

を

別表第三十五中

この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、

新たに給料

よる号給とするものとする。

別表第三十六中

を

## の基準に関する規則 (施行期日等) この規則は、 公布の日から施行し、改正後の福岡県の職員の初任給、

昇格、

昇給等

正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、 号給が改正前の福岡県の職員の初任給、 の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による 料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外 における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定に 日から適用する。 平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給 (経過措置) 以 下 「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十七年四月 昇格、昇給等の基準に関する規則 当該適用又は異動の日 (以下「改